

告 示

埼玉県告示第三百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）吉川市栄町計画

埼玉県吉川市栄町七百九十七番一外

ロ 変更の概要

駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時から午後十時十五分（平面駐車場のみ）

（変更後）午前六時四十五分から午後十時十五分（平面駐車場のみ）

ハ 変更年月日

平成二十三年六月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十三年三月九日

二 縦覧期間

平成二十三年三月二十二日から平成二十三年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年三月二十二日から平成二十三年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課